

## 仕組預金（二重通貨定期預金）〈愛称：二刀流〉

### 契約締結前交付書面

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。）

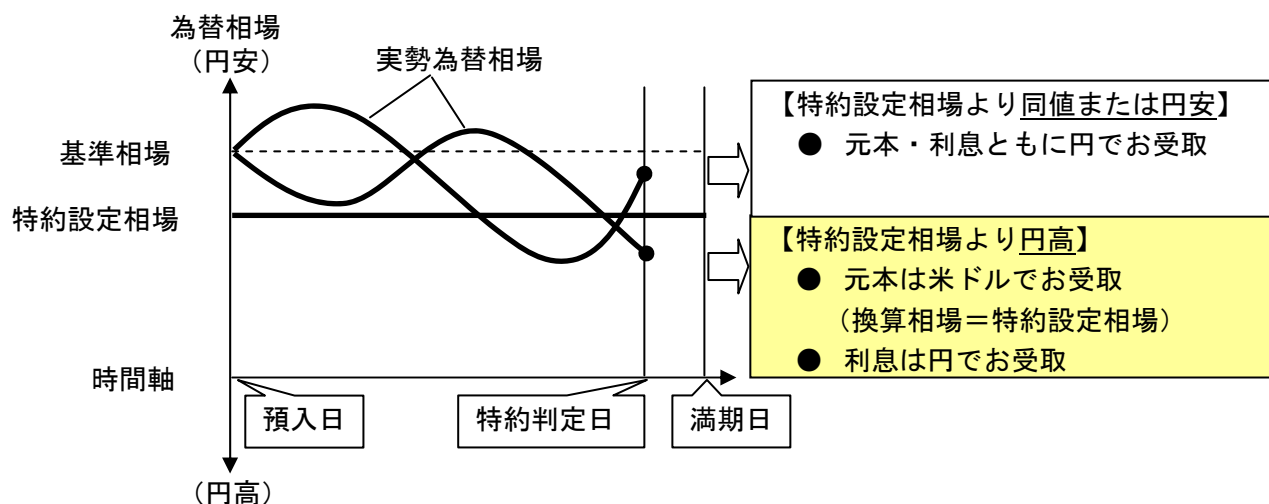
下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込み下さい。

#### この預金の特性について

- この預金は、「元本の支払いに関する特約」を組み合わせることにより、通常の定期預金よりも好利回りを目指す商品です。利息は、円貨で確定した金額が支払われますが、元本につきましては、円貨、外貨で支払われるかは、預入日に設定した「特約設定相場」と特約判定日（満期日の2営業日前）の実勢為替相場に基づき決定されます。
- 特約判定日の実勢為替相場が「特約設定相場」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元本は「特約設定相場」で外貨に交換のうえで支払われます。これに対して、特約判定日の実績為替相場が「特約設定相場」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元本は、円貨のままで支払われます。
- 元本が外貨で払い戻された場合、払戻元本を払戻時の実勢為替相場により円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入金額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金は、原則、中途解約ができません。また、元本は外貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

#### 【実勢為替相場と受取通貨判定のイメージ図】

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。



- 基準相場は、預入日の東京時間午後3時における「円」と対通貨「米ドル」との間の実勢為替相場です。
- 特約設定相場は、「基準相場」をもとに一定の幅（例えば、マイナス7円）を加えた形で設定されます。

### 中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申込みいただいたお客様の資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客様から中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達（再構築）しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用（以下「再構築額」といいます。）が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客様にこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用（以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。）も発生することがあります。この場合、かかる費用についても中途解約をされるお客様にご負担いただくこととなります。

### 手数料について

- この預金へのお預入れ・払戻しに際し、お客様にご負担いただく手数料はございません。ただし、外貨普通預金から円貨で払戻しされる場合は、当行所定の為替手数料が必要となります。
- 満期日前にこの預金を解約される場合には、中途解約に伴う損害金をお客様にご負担いただきます。中途解約に伴う損害金についての詳細は、後記「想定損失額について 2. 中途解約時」をご参照ください。

### 為替変動リスクについて

- 満期時受取元本の通貨が「円貨」となった場合、元本割れのリスクはありませんが、「預入時の為替相場」より円安になっても「円安メリット」は享受できません。
- 満期時受取元本の通貨が「米ドル」となった場合、米ドルへの交換は「特約設定相場」が適用されるので満期日の実勢為替相場と比べると不利になる可能性があります。また、米ドルから円に交換する場合、円ベースで見ると、円換算後の払戻額が預入金額を下回り、元本が割れるリスクがあります。

[取扱銀行] 株式会社 第三銀行 三重県松阪市京町510番地

[商品説明] 下記の事項をよくお読みいただき、十分ご理解いただいたうえで、お申し込みください。

項目	内容
1. 商品名 (愛称)	仕組預金 二重通貨定期預金 (愛称: 二刀流)
2. 商品の概要	「元本の支払いに関する特約」を組み合わせることにより、通常の定期預金よりも好利回りを目指す商品です。利息は、円貨で確定した金額が支払われますが、元本につきましては、円貨、相対通貨 (米ドル) でのいずれかで支払われるかは、預入日に設定した「特約設定相場」と特約判定日 (満期日の2営業日前) の東京時間午後3時における実勢為替相場に基づき決定されます。 【元本の支払いに関する特約】 ① 判定日 (満期日の2営業日前) の判定相場が、預入日に設定した「特約設定相場」と同値または円安の場合には、満期日に円貨で支払います。 ② 判定日 (満期日の2営業日前) の判定相場が、預入日に設定した「特約設定相場」より円高の場合には、「特約設定相場」にて交換のうえ、満期日に相対通貨 (米ドル) にて支払います。
3. 販売対象	円普通預金口座および外貨普通預金口座をお持ちの個人・法人のお客様 ただし、未成年者、90歳以上の高齢者を除きます。
4. 預入期間 (1) 期間 (2) 満期日	1年 預入日の1年後の応答日
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	一括預入 200万円以上 1万円単位 円
6. 発行区分	証書式
7. 元本の払戻方法	満期日に一括して支払います。 ただし、判定日 (満期日の2営業日前) の判定相場により払戻方法が異なります。 ① 預入日に設定した「特約設定相場」と同値または円安の場合 預入日にご指定いただいた円普通預金口座に「円貨」で支払います。 ② 預入日に設定した「特約設定相場」より円高の場合 預入日にご指定いただいた外貨普通預金口座に「米ドル」で支払います。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時の金利を満期日の前日まで適用します。 満期日に一括して円普通預金口座に入金します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (円未満切捨) により算出します。
9. 税金 (1) 預金利息 (2) 為替差益/差損	個人のお客様の場合、預金利息は源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%) として課税されます。なお、マル優の取扱いはできません。 ・法人のお客様の場合、預金利息は総合課税として課税されます。(非課税法人の場合は非課税) ・個人のお客様の場合、為替差益は雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合には申告不要です。なお、為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。 法人のお客様の場合、為替差益は総合課税として課税されます。 ※詳しくは、お客様ご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
10. 手数料	お預入れ、払戻しにかかる手数料はありません。 ただし、外貨普通預金より円貨で払戻しされる場合は、当行所定の為替手数料が必要となります。
11. 付加できる特約事項	—

12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、中途解約はできません。</li> <li>・当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を「損害金」として当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、ご指定の普通預金口座へ入金します。従いまして、中途解約をした場合は、為替相場状況にかかわらず元本割れとなることが想定されます。詳細は、後記「想定損害金について2. 中途解約時」をご参照ください。</li> <li>・利息については、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率</li> <li>② 預入日の6か月後の応当日以後1年後の応当日の前日までに解約する場合 預入日における店頭表示のスーパー定期6か月もの利率×70%</li> </ul> </li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相対通貨（米ドル）にて支払われたこの預金の元本を米ドル現金で引き出すことはできません。</li> <li>・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記12に準じて処理されます。</li> </ul>
14. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。</li> <li>・預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この利息については、お預入れ時におけるスーパー定期（預入期間1年）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</li> <li>・満期時の受取通貨が相対通貨（米ドル）となり、元本がご指定の外貨普通預金口座に入金された場合には、預金保険の対象外となります。</li> </ul>
15. 認定投資者保護団体	なし
16. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 TEL：0570-017109
17. お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 ダイレクトコールセンター TEL 0120-33-8654

### 想定損失額について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2016年8月31日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された「満期時」および「中途解約時」における想定損失額についてご案内します。この書面でご案内する想定損失額が、「お客様が許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預入れを行うか否かをご検討ください。ただし、急激な金利変動等があると、「実際の取引において生じる損失額」が「本書面で案内する想定損失額」を超える場合があります。従って、「実際の取引において生じる損失額」が「本書面でご案内する想定損失額」とは異なる場合があります。

#### 1. 満期時

満期時受取通貨が相対通貨（米ドル）となった場合には、「特約設定相場」で預入れ元本が相対通貨（米ドル）に交換されることとなります。従って、「特約設定相場」により交換された相対通貨元本（米ドル）を円に換算した値と当初の預入元本との差が満期時にお客様に生じると想定される損失（以下、「想定損失」といいます。）となります。

相対通貨（米ドル）の円に対する観測期間中の最大下落幅は44%程度であるため、満期時の実勢為替相場が、預入時の為替相場からこの水準で下落したものと仮定しますと、基準相場に応じた想定損失額は次の通りとなります。

	想定損失率	元本が300万円の場合の想定損失額
基準相場	44%程度	132万円程度
基準相場－7円	42%程度	126万円程度

## 2. 中途解約時

この預金は、原則として中途解約ができません。ただし、当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。なお、損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もありますので、十分ご注意ください。

### 【損害金の概要】

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達（再構築）するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額（以下「再構築額」といいます。）および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額の計算は、中途解約時における「円と対外通貨（米ドル）との間の為替相場」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間（残存期間）に対応する「円」および対外通貨（米ドル）の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点からこの預金の価値を評価することにより行われます。

①中途解約時の「通貨オプション」の価値

②この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、「円」と対外通貨（米ドル）との間の為替相場が「円高」になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなるため、お客様にご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

### 【想定損害金の水準】

以下では、預入期間を1年とし、「特約設定相場」を「基準相場」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内します。なお、上記とは異なる特約設定相場の場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する想定損害金の範囲内の金額となります。

#### ●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、元本の11%程度（元本が300万円の場合、33万円程度）の損害金をお客様にご負担いただくことになると見込まれます。

#### ●大幅な市場の変動があった場合の想定損害金

預入れ直後に次の「前提条件」に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定すると、元本の57%程度（元本が300万円の場合、171万円程度）の損害金をお客様にご負担いただくことになると見込まれます。

#### <<前提条件>>

##### ①為替の変動性

預入時の市場水準を観測期間（2000年4月1日から2016年8月31日までの期間）中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定

##### ②円と対外通貨（米ドル）の市場金利の差（米ドル金利－円金利）

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定

##### ③為替相場

預入時の実勢為替相場から、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分（44%程度）円高水準となったものと仮定

以上